平成２８年（フ）第１６７号
千葉県成田市桜田1034番地２　（カトーレⅢ201）
破産者　日直　和雄
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第５７９号
福岡市東区多の津４丁目９の10
破産者　株式会社Ａ・Ｐ匠
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４８号
福岡県朝倉市須川1169番地１
破産者　橘石材工業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４８号
福岡市南区向野２丁目３番６号
破産者　有限会社レストラン納言
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４７６号
福岡県大牟田市岩本新町２丁目９番10号ワークプレイス新大牟田
破産者　株式会社ＢＡＮＧ　ＢＡＮＧ　ＢＡＲ　ファクトリー
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７８号
札幌市豊平区美園７条１丁目１番12号
破産者　有限会社ＴＡＧ建築設計事務所
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４４号
札幌市北区北30条西11丁目３番５号
破産者　株式会社グリーン工房
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４号
東京都北区王子１丁目17番１号－４Ｆ
破産者　株式会社ファインドア
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４６９号
埼玉県越谷市船渡698番地１
破産者　がらす屋つう有限会社
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
愛知県岩倉市下本町真光寺13番地の５
破産者　株式会社ソフトブレイン
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５９１号
横浜市金沢区鳥浜町１番の１
破産者　横浜丸磯青果株式会社
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４１号
横浜市金沢区幸浦２丁目16番４号
破産者　湘南食品株式会社
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７８号
横浜市栄区公田町740番地６棟501号
破産者　有限会社明和鋼業所
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２６号
神奈川県横須賀市佐野町２丁目39番地
破産者　有限会社花鈴
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２７号
神奈川県横須賀市佐野町２丁目39番地
破産者　有限会社ラフォーレ
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１９号
横浜市港南区笹下５丁目２番37号Ａ109
破産者　株式会社リプロジャパン
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３１号
横浜市港北区新横浜１丁目１番８－806号
破産者　株式会社福島建設
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３号
新潟県上越市西本町２丁目４番35号
破産者　小林室内工業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２９５号
福岡市東区土井２丁目２番28号、商業登記簿上の本店所在地福岡市東区御島崎２丁目20番26－403号
破産者　有限会社ダイシ
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９９３号
札幌市白石区川北１条３丁目５番７号
破産者　Ｋ’ｓホーム株式会社
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
栃木県さくら市喜連川4444番地
破産者　有限会社河内屋商店
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３３号
栃木県さくら市馬場296番地
破産者　ウサミ繊維株式会社
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係